

## 第5回地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会

日 時 平成21年1月21日 午後1時30分～午後3時30分

場 所 神戸市立医療センター中央市民病院5階502・503会議室

### 1 開会

#### 事務局

第5回の評価委員会の開始に先立ちまして、このたび神戸市民病院機構の理事長予定者といたしまして、菊池晴彦神戸市病院管理監が内定いたしましたので、ご紹介させていただきます。

#### 菊池管理監

このたび地方独立行政法人神戸市民病院機構の理事長に内定をし、市長から指名をいただきました。

現在の大変厳しい医療情勢の中、中央市民病院、西市民病院ともに、診療報酬のマイナス改定や医師不足、看護師不足等々、大きな問題を抱えている中での御指名でございました。大変責任を感じております。ただ、今この時期に何のために独法化するのかということをも十分踏まえまして、独法化の利点を生かして、できるだけ機動的で、柔軟な経営、あるいは柔軟なサービス、また質の高い医療の提携というようなことを心がけてまいりたいと思っております。また、両病院で働く職員にとっても、いい職場になるよう努力をしていきたいと思っておりますので、皆様方の一層の御指導をお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願いいたします。

#### 委員長

それでは、ただいまより第5回地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会を開催いたします。

### 2 審議事項

#### (1) 中期計画(案)について

(資料1「地方独立行政法人神戸市民病院機構中期計画(案)」に基づいて、前半部分について、前回からの修正箇所を事務局から説明)

#### 事務局

前半部分については以上でございますが、中期計画(案)に対する意見ということで、

本日ご欠席の委員の方から事前に御意見を賜ってございます。

まず、委員からは2点ございます。1点目は、「第4の1の(2)収入の確保」の関連指標について、「延患者数、新規患者数、患者1人1日当たり診療単価、手術件数、査定減率、未収金額の順番にすれば、流れがよくなるのではないか」ということ。

2点目は、中期計画の後半部分になりますが、「法人化後は管理会計によるマネジメントが必要」という御意見も賜ってございます。

次に、委員からは3点ございます。1点目は、「第4の2の(1)ガバナンスの確立による体制の整備」について、三つ目の、四半期ごとのチェックという項目で、「これをきちっとした管理を行う上では、基本的には月次の科目別、診療科別予算管理が前提になると思います」ということ。それから四つ目の項目は文章がわかりにくいということで、「『全職員が経営状況や問題点、責任を共有できるよう、病院内のコミュニケーションの活性化に努める。理事長や院長はリーダーシップを発揮し、そのための仕組みづくりを検討する』としてはどうでしょうか」ということ。

2点目は、「第4の2の(2)経営体制及び業務遂行体制の整備」について、「経営効率の高さだけを強調してもよいですが、経営企画機能の強化という視点では『計画の実現との両立』ということが必要ではないでしょうか。『経営企画機能を強化して、中期経営計画の実現と経営効率の高い業務執行体制の両立を目指す』としてはどうでしょうか」ということ。

3点目は、「第4の2の(3)バランストスコアカード」について、「職員が十分に理解し、動機づけられるためには、個人の目標管理と関連づけることが重要です。『ビジョン及び戦略を職員が十分に理解した上で、組織目標と個人の目標が関連づけられるよう努め、またBSCのIT化を図るなど、医療職に負担がかからないよう独自に改良し、』とする方がベターだと思います」という御意見も賜ってございます。

できましたらこういった御意見も踏まえまして、修正の方は考えさせていただきたいと思っております。

委員長

第3回と第4回の議論を経まして、事務局が最終的に提案した案ということになります。したがって、皆様方の御意見をかなり反映しているということになりますので、意見の確定というような形で御審議をいただければと思います。

御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

委員

第4の1の(2)の関連指標は、委員から指摘のあったとおり、延患者数、新規患者数等の順にした方がよろしいのではないのでしょうか。

委員長

これについて皆様方、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

それではそのような形で修正させていただくということにいたします。

委員

私は、委員の「第4の2の(1)ガバナンスの確立による体制の整備」「第4の2の(2)経営体制及び業務遂行体制の整備」「第4の2の(3)バランストスコアカード」に関する三つの意見についても基本的にこういう方向性での表現に充実していただきたいと思います。

それから、独立行政法人になることで、どこが変わるのかということは今までいろいろ伺ってきておりますけれども、この中期計画の各項目において、従来型だったらできなかったことが何なのかなという目を見たときに、もう一つよくわからないのです。

例えば、前文に「地方独立行政法人制度の特徴を生かしながら」という表現がありますが、この特徴について例示をするなら一体何なのでしょうと。職員の身分とか、そういうこともありますけども、要は医療サービスの充実と向上のために、今回、独立行政法人の方がいいという根幹は何なのでしょうと。こうなりますと、私が思うに、少なくとも行政でやるよりもいろいろな意味で効率がよくなり、その効率というのも単なる生産性ということではなく、例えば、自己責任で決定していくというような独立性とか、決定が早くなるというスピードです。どうしても議会等の関係もあって、今までは1年単位で動いていたものが、例えば四半期ごとにスピーディーに改革・改善が進むと、こんなこととかいろいろあるかと思うのです。

ですから、例えば、地方独立行政法人制度の特徴はこういうことなのでこれを生かした何か例示的なもの、本質的なねらいというものがどこかに表現された方がいいのかなと思います。

病院事業というのは装置産業型で労働集約型産業なのです。そのために当然お金がかかる部分もあり、経営資本の人・物・金の三つが非常に効率よく動かなければ、なかなか経

営という意味で難しいのです。それは何も過重労働をしてくださいとかそういう意味ではなくて、おそらく、無理、むら、むだがあるのでしょうか。無理、むら、むだというものを省いていくことによって生産性が上がります。特に時間効率なんかは大事だと思うんですが、一般行政の場合はおそらく、さっきのスピードとの絡みで申し上げると、時間効率が悪いのだと思うのです。いろいろな対応をするのに、どうしてもスピーディーにできない。今の政府も二次補正予算、やるならやるで早くやればいいのにいろいろ時間かかります。これと同じようなことで、どうしても行政はスピードが遅く、スピードが上がることによって時間効率がよくなり、無理、むら、むだがなくなっていくということなのです。無理、むら、むだをなくすというのは実は環境にもプラスになります。要はアウトプットは同じものが出て、それに使われる経営資源が少ないということ、あるいは経営資源の回転がいいということになれば、環境負荷も自動的に減るはずだと私は思っております。

この中期計画を読んだ人が、別段昔とそんなに大きく変わってないじゃないかと言われたのでは話にならないので、この際、独法化したから、「ここが」というあたりが幾つか説明できるようなものがあるならば、そこをまずぜひ意識していただきたいなと思います。

それから質問ですが、今、保健福祉局には病院経営管理部と病院改革推進室がありますが、独法化したときの、管理企画部門といいたいまいしょうか、今の病院経営管理部や病院改革推進室というのはどのように位置づけられるのでしょうか。そしてまた、病院改革の推進は引き続き、独法になってもやっていかなければならないと思いますので、理事会の中でも、病院経営管理担当理事とか、あるいは病院改革推進担当理事などの機能は、独法ではどういうふうに位置づけられて、人員計画や予算など、少数精鋭でうまくなるようにしなければならないというあたりをどういうふうにオーソライズするのかというあたりを聞きたいのですが。

#### 事務局

まず、欠席委員からの御意見について賛成ということでございました。文章表現につきましては、今後、最終的に中期計画として確定をしていく中で、市の法務部門との調整もあります。趣旨・内容は変わらないように、あるいはできるだけわかりやすくというふうなことで、文章の表現につきましてはまた参考にさせていただきます。締めさせていただきます。

それと、独立行政法人の特徴についてどこかに何らかの格好で表現を、ということでございました。委員から御指摘ございましたように、法人としての自己決定、自己責任、あ

るいは迅速な意思決定といったことが、まさに法人としての特徴として挙げられるかと思  
います。神戸市として策定をいたしました中期目標の中にも少し具体の表現がございま  
したが、確かに、今、法人として作りつつある中期計画の中には単に「特徴を生かしなが  
ら」と、前文の3行目に触れておるだけでございます。前文、あるいは各項目の中に少  
ずつそういった要素を含めておるところもございしますが、これにつきましてももう少し工  
夫ができないかどうか、検討させていただきたいと思ます。

事務局

御指摘のとおり病院経営管理部、それから病院改革推進室というのは現在、市の保健福  
祉局の方でございます。これが法人設立後は、経営管理的なことにつきましては、名称は  
まだですが、経営企画室とか、そういった形で法人本部に機能を新設したいと考えており  
ます。

それから病院改革推進室につきましては、独立行政法人にスムーズに移行するように、  
移行することで経営改革を行うということもあるのですが、それに加えて病院改革推進室  
には、新中央市民病院の移転の仕事もあります。これは2年後の移転を目指して、法人本  
部に継承されようかと考えております。

委員長

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、文言の修正の提案がございましたが、これにつきましては事務局から  
説明もありましたけれども、少し文言など考えさせていただきながら、できるだけ委員の  
意見の趣旨を生かしていきたいというふうにさせていただきたいと思ます。

本日をもって、中期計画の前半部分については、確定ということにさせていただきたい  
と思ますので、文言の修正等に関しましては、本来であればもう一度委員会を開催して  
最終確認をしなければいけないと思ます。時間的な都合もございしますので、私に一任  
ということにさせてもらってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

ありがとうございます。

それでは後半部分の方に進みたいと思ます。

(資料1「地方独立行政法人神戸市民病院機構中期計画(案)」に基づいて、後半部分

について、事務局から説明)

委員長

まだ金額等、数字を入れていないところがございますけども、現時点での御意見ということで御審議のほど、お願いしたいと思います。

委員

予算と収支ですが、5年の合算と伺いました。その積算根拠と、それをどう評価というか、この5年間の経営効率をどうするのかというのが見えないので、お願いします。

事務局

中期計画上、5年間の合計額ということで予算、収支、あるいは資金については掲げさせていただくことになってございます。積算根拠等についても主なところについては、次回、御説明させていただきたいと考えております。

それとその評価ということでございますが、この中期計画の段階で一定の御意見をいただくことが一つ。それと、この中期計画とは別に、年度計画を策定することとなっております。その中で、単年度の収支、あるいは資金等についても掲げさせていただくこととなっております。それに基づきまして、法人は事業を執行し、翌年度には、この評価委員会で1年間の業務の実績について評価をいただくこととなります。その際に、事業の執行状況の御説明をさせていただくこととなりますので、それに基づいて評価、御意見いただくということでございます。

委員

19ページの収入の部分の「営業外収益」「運営費負担金」は、不採算部門に対する手当として重要なポイントではないかと考えておりますが、先行独法では、これが独法化になるとかなり減ってきているというようなことを、耳にすることがあります。そのあたりの現状と今後について、今の段階でのコメントで結構ですから教えていただきたい。

それから、22ページ「第8 重要な財産の譲渡」について、「中央市民病院の移転に伴う、現中央市民病院の土地・建物の譲渡を含めた活用を検討」となっていますが、重要な財産としては、これが一番大事だろうと思うのですが、話せる範囲で現況どうなのかということをお教えいただきたい。

それから、23ページに「別表(料金関係)」が出ていますが、法人化によって変更する予定があるのかないのか。先行独法ではこれが上がったことによって年間、かなりの黒字にすることができたというようなことを言っていますが、それに応じてやはり患者さんの

不満度が増したというようなこともあるようです。特に最後の「実費相当額もしくは\*,000円を超えない範囲において理事長が別に定める額」というのが、具体的にどういう意味なのか教えていただきたい。

事務局

運営費負担金の関係ですが、昨今よく大学等で問題になっておりますが、運営費交付金が徐々に法人化後削減されているという新聞記事等は我々もよく目にするところがございます。ただ、公営企業型の独立行政法人の運営費負担金というのは、従来、市が必ず負担しなければいけなかった行政的医療、不採算医療、特に救急とか周産期とか、そういった部分に関する負担金でございます。ですから、運営費交付金という言葉ではなくて運営費負担金という言葉を使っております。これにつきましてはこれからも継続して市から負担金を受けていくと思っておりますし、減ることはないと考えております。こういった行政的不採算医療というのは、やはり今の医療情勢、社会情勢からすると、その役割というのはいまますます大きくなっていくのではないかと考えております。

事務局

「第8 重要な財産の譲渡等」に関する事項で出てまいります、現中央市民病院の活用でございますが、委員、御指摘のように、法人にとっても非常に重要な資産でございますし、現中央の活用策というのは大きなウエートを占めるものでございます。この現中央市民病院につきましては新中央市民病院に移転とあわせまして、できるだけ全体として市民の皆様の健康・福祉・医療の向上につながるような活用策を検討していきたいと考えております。もちろんそういう健康・福祉・医療の向上もございしますが、あわせてポートアイランドにおける町の活性化にも寄与できるような形でということもございします。またその活用にあたりましては、民間活力の導入、ノウハウが発揮されるような手法でというようなことを、これまで説明をさせていただいております。ただ、現時点では、具体的な内容と事業手法を御説明できるまでに至っておりません。新病院については平成23年の開院ということで、準備を進めておりますので、直前ということではなしに、少し時間をもった上で活用策についても掲げさせていただきまして、恐らく毎年の事業の評価とあわせまして、評価委員会におきましても進捗状況について御報告をさせていただくことになるかと思っております。

それから、23ページの料金について、変更の予定があるのかどうか、あるいは先行独法では料金についての取り扱いで患者さんの不満も出たのではないかというような御指摘で

ございます。病室使用加算額、いわゆる差額ベッドについては変更の予定がございます。これは新中央市民病院に移転をする際に、現在の中央市民病院における金額、あるいはその種別についてそのままになるのか、あるいは新たな部屋についての種別、あるいは金額の設定になるのかということはまだ確定してございませんが、いずれにしても新中央市民病院への移転に際しまして、これについては改正させていただくことになろうかと思っております。

それから最後の「上記に掲げるもの以外の諸料金」で「実費相当」とは何かということでございます。具体的には、文書料というのがありまして、これは4,000円、それから胎盤処置料は2,000円ということで、現在、明らかにさせていただいておるものがございます。そういったものがこの中に入ってくるということにして、いずれにいたしましても数千円というふうなことになろうかと思っております。

それと、運営費負担金につきましては、その内容といたしまして、委員、御指摘のような救急医療、不採算医療、こういったものに対するのがございます。また、病院等の施設整備をするに当たりまして、起債でもって整備を進めていくわけでございますが、その起債の償還に当たりまして一定の割合で、運営費負担金ということが入ってまいります。その額は、どれぐらいの施設を建てたか、あるいは償還方法、償還額によって、毎年変わってまいります。そういう意味では、ある年はふえた、ある年は減るという可能性がございますが、基本的な考え方というのは動きませんので、それ以外の予算による大きな変化はないというふうに私どもは考えてございます。

#### 委員

今の「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」のところの御質問がありましたけれども、これはこの中期計画期間中に検討をするという理解なのか、しかし、資金計画や収支予算には入っていませんよね。要は、検討するという表現ですが、それと収支計画や資金計画等との関係はどうなっているのかということであります。

それから、「上記に掲げるもの以外の諸料金」は、「\*,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額」となっていますが、例えば、何らかのセミナーをするので病院の中の会議室を貸すとか、場合によっては医療機器を貸すとか、そういった必要があったとしたら、何千円では低過ぎるし、文字どおり経営の自由度や独立性、さっき申し上げたようなスピード感をもってやっていくということから言うと、何千円という単位は少ないように思うのです。要するに、どんなものがあるのかよくわからないものですから、今、



例で伺った話ならば、4,000円でいいのでしょうか、患者さんから徴収するものについては、できるだけはっきりさせておいた方がいいだろうと思います。直接、医療行為や治療行為に絡まない部分については、ここで言う料金とはまた別なのかもしれませんが、ぜひ自由度を高めていただきたい。そして副業収入とは言いませんが、できるだけ収益増をはかれるような仕組みをつくっていただければいいなと思います。

それから、毎年、事業計画をつくっていくわけですが、最終的には、私ども評価委員会、結果を聞いていろいろ意見を申し上げるわけですが、いわゆる内部監査的なことで、内部監査機能、内部監査の仕組み、監理の仕組みというものもきちっとされて、できるだけ評価委員会や保健福祉局に念のため報告しておこうとかいうことはなくしていただいた方が、独法化の趣旨が通るのではないかなと思います。これは、計画の表現を変えてくださいという意味ではなく、考え方としてです。

また、1点目の補足になりますが、現中央市民病院の活用を検討し、それで例えば外部に処分したらお金が入ってくるわけです。そうするとバランスシートからは資産としては消えるのかもしれないけれど、お金は入ってくる。そういうのが、本来なら資金計画とか収支予算に入るはずなのです。ただ「検討する」とあるだけだから、やるもわからない、やらないもわからない。それで検討結果が決まれば、途中でこの5カ年計画のここを改正するのかということなのです。

#### 事務局

それでは、重要な資産にかかわる部分でございますが、現時点では数字を明らかにさせていただいておりませんが、計画期間中の予算、収支、資金計画に現中央市民病院等の活用策に伴う収支資金の動きについては反映をさせていただきたいと考えております。現中央市民病院については新しい病院への移転とあわせて活用を図っていきたいと考えておまして、これは中期計画期間中ですので、反映させていただいたものを計画として掲げさせていただきたいと考えております。

それから2点目の料金関係で、施設の貸与、あるいは医療機器等の貸与、こういった料金ということについてはどうかということ、あるいは数千円という単位が、理事長が別に定める額としては少なすぎるのではないかというふうなことでございます。基本的には、22~23ページの料金に関する事項というのは、病院において診療を受けようとする方々にかかわる部分というのが一番重要なことでございます。病院の施設、あるいは医療機器等の貸与については、これももちろん医療や連携にもかかわることだと思っておりますが、これに

つきましては現時点では、別表の「上記に掲げるもの以外の諸料金」という中で考えてございます。例えば医療機器等の貸与については、数千円でおさまるのかどうかということもでございます。もちろん中央あるいは西にございます医療機器というものは、そもそも各病院におけます診療等に最大限活用するということが必要でございますので、貸与できるかどうかという問題はございますが、いずれにしてもこの「上記に掲げるもの以外の諸料金」ということで考えてございます。もしそれが、今予定しております数千円超えるということになりましたら、これはこの中期計画自体を変更、修正するということになります。今、御指摘いただきましたようなことも含めまして、最終的に一番下の「理事長が別に定める額」というのをどうするのか、あるいはその上限の数千円というのをどうするのかというのは、少し詰めさせていただきたいと考えております。

それから、内部監査機能について、御指摘、御意見いただきましたように、逐一、評価委員会等に御報告というのは少し難しいところがございますので、業務を執行していく上で、内部的な監査の機能については重要と考えております。それらにつきましても、この中期計画の中にははっきりとは書いてはございませんが、そういう機能についても外部的な監査機能とあわせまして、きちっと充実をさせていくようにということで、検討させていただきたいと考えております。

#### 委員

現中央市民病院の活用については「検討する」ということしか、今は書きようがないのかもしれませんが、結局、資金計画の中にこれが入っているということが一つですよね。一番大きな資産であると私どもは思うのですが、それについて、全然情報も入らずにここで検討しろと言われても、私はあまり意味がないのではないかと思います。そういう意味で今、委員が言われたような形で、実際にこの5年の間にどの程度の資金の動きが出てくるのか。検討は、検討で結構なのですが、情報はしっかり出していただかないと困ります。それは何も資金計画だけではなく、あれだけの大きな病院が空っぽになって新しいところへ移るわけですので、やはり病棟の数とか、そういうもので、地域の医療計画にもかなり大きい影響を及ぼすことになります。それが即、市民の医療というものについて大きい影響を及ぼしてくるわけですから、そういう意味ではこの評価委員会では、そのあたりをしっかりと評価をしていかなければいけないと思いますので、要望ではございますが、よろしく願いをしたい。

#### 事務局

委員の御指摘、あるいは御要望につきましては、先ほど申しましたが、現時点で現中央市民病院についての活用策が具体化してございませんので、説明としては不明瞭なところもあるかと思いますが、これについては具体化の進捗にあわせて評価委員会にも御説明をさせていただきたいと考えております。収支計画あるいは予算への反映等についてはそういう事情もございまして、現時点では確定的なものとしては入れられないということです。予定あるいは概算というようなことで反映をしていくということになるかと思えます。

委員

確認させていただきたいのですが、短期大学だった土地と建物は今はどうなっているのですか。それは病院の所有になっているものなのか、別なのか。

事務局

今、委員から御指摘がありましたのは、現在の中央市民病院の南側にございました短期大学の跡地ということです。これにつきましては、数年前に一旦、処分してございます。その時点で病院事業、あるいは病院事業会計からは離れており、もともと予定してございました事業が進まなくなったということで、現在は市の方に返還されておまして、神戸市の行財政局が所管となっており、病院とは直接的に関係はございません。

委員長

ほかにございませんでしょうか。

それでは特にないようでございますので、きょういただいた御意見は次回、事務局の方から提案していただく案の中に反映させていただきたいと思えます。それをもとにして、次回の委員会で審議をしていただきたいと思います。

それでは続きまして審議事項の2「役員報酬等規程（案）について」ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

## （2）役員報酬等規程（案）について

（資料2「地方独立行政法人神戸市民病院機構 役員報酬等規程（案）」に基づいて事務局から説明）

委員長

以上につきまして、御意見、御質問ございましたら承りたいと思えます。

委員

ちょっと資料がございまして調べてみたのを報告させていただきますと、常勤の役員の給料ですが、これを年に計算すると1,370万円ぐらいになります。総務省が出しております19年度の給与水準で、平均値では、常勤の独法の役員で、監事の給料が大体それぐらいなのです。法人の長はかなり高い数字が出ています。これを見てると、神戸市はかなり高い数字を出しているのですが、何か特別な意味があるのでしょうか。これだと全国レベルからして、かなり低いレベルになっていますけれども。

事務局

今、御指摘ございましたのは第4条の「月額」ということでございます。第6条の「賞与」ということで、「賞与の額及び支給に関しては、職員給与規程」あるいは「非常勤職員給与規程に規定する」「一時金の例による」となっております。月額以外に賞与が加わってまいります。したがって、御紹介ございました総務省データの1,300万円をかなり上回る額にはなっております。

委員

特別に、神戸市が下げているというわけではないですね。

事務局

比較の対象というのがどうかというのがございますが、先行の事例でも、幾つか数字が上がっておりますが、それと比較いたしまして極端に低いとか高いとかということはないということでございます。

委員

質問ですが、「評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案する」とありますが、何をもちょう業務に対する貢献度を見るのでしょうか。先ほどの中期計画に戻っていくのだろうとは思っているのですが、客観的な資料が当然出るということで考えればいいのか、イメージがつかないので、よろしく願いいたします。

事務局

これは少し語弊があるかもしれませんが、評価委員会の評価がそのまま直接的にということではなくて、そういったことも含めて総合的に勘案ということになってございます。評価委員会におきまして、評価いただく結果につきましては、中期計画のそれぞれの大きな項目、あるいは年度ごとの項目、そういったものにつきまして進捗状況、あるいは達成状況、こういったものを評価いただくこととなります。それらについて進みぐあいがあるのかという評価を、これはできるだけ客観的にということか、わかりやすい形で、あるもの

は数値化、あるいは例えば評価段階を幾つか設けましてその段階を当てはめるとか、そういった形で、できるだけわかりやすく評価をしていただくという工夫をしてみたいと思っておりまして、そういう評価も含めて総合的に勘案してということでございます。

委員

質問ですが、役員で賞与という形なのですが、私たちのNPO法人の理事会の中で、最近、役員に関しては賞与を支給するというよりも年俸制という考え方が一般的だというような話を聞いております。私たちの法人でもそういう形になっているのですが、この賞与の形になっている根拠というか、何か理由みたいなものがありましたら教えていただきたいのですが。

事務局

先行独法をいろいろ調べさせていただいたのですが、確かに年俸のところもございませうが、必ずしも年俸が一般的というわけでもございませんでして、月額で支給しているところの方がまだ多いようにお見受けしております。

賞与につきましては、市の方も、現在は4.45月ですので、それを想定してございませう。これは毎年、若干変更する可能性があります、今のところはそのようなことを予定してございませう。

委員

どちらにしないといけないということではなくて、独自に決めればよいということですか。

事務局

はい、そうです。

委員

わかりました。

委員

賞与の第6条は、結局、だれがどの権限で決まるというのは決まっていたのでしょうか。と言いますのは、評価委員会が行う業績評価の結果、貢献度を総合的に勘案して100分の90から100分の110の範囲内で増減額することができるかと書いてあります。例えば第4条ですと「月額1,142,000円以下で理事長が定める」とあるのですが、第6条については、決定機関というのは何かルールがあったのでしょうか。

事務局

賞与につきましては、最終的には理事長権限ということですので、理事長が判断されるという形ですが、重要事項ということであれば、理事会を通してという形になるかと思えます。

委員

ここに主語は書かなくていいのですか。

事務局

検討させていただきます。

委員長

ほかにございませんでしょうか。

この役員報酬等規程に関しては、検討されるということが一部あったので、次回の委員会で再提案ということにさせていただきたいと思えます。

これで予定しました審議事項は終わりました。案の後半部分に関しましては次回の委員会で御審議いただくということにさせていただきたいと思えます。

それでは事務局の方から何かございますでしょうか。

### 3 その他

事務局

本日はお忙しい中、長時間の御審議ありがとうございました。今、委員長の方からの御指示ございましたように、次回の委員会におきまして後半部分の予算あるいは収支計画について具体の数字を入れた形での案としてお示しをさせていただきまして、また御意見を賜りたいと考えてございます。それをもちまして最終的な意見ということだけでいただけたらと考えてございます。

### 4 閉会

委員長

それでは、第5回の地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。